住吉川周辺は、宅地開発が進み、住宅地が広がり、一般国道24号等が横断する社会、経済上重要な地域であるが、河道が狭く河積が小さいことから流下能力が著しく低く、近年では平成７年７月の豪雨により床下浸水29戸、平成20年５月の豪雨により床下浸水10戸、平成21年11月の豪雨により床上浸水３戸、床下浸水18戸など、頻繁に豪雨による洪水に見舞われ、家屋の浸水等の被害がたびたび発生している。

住吉川の治水対策は、平成17年11月に「紀の川水系河川整備基本方針」が、平成26年７月に「紀の川水系紀泉圏域河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、概ね100年に１回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標として、紀の川との合流点における計画高水流量を200㎥／ｓとし、下流より順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業の完成により、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、洪水による浸水被害が生ずる危険性が高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させることができ、本件区間の流下能力の向上が図られ、本件区間を含む下流域における洪水による水害の解消に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施することとしており、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で、本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、現地調査や既存文献を基に実施した調査の結果、本件区間内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内には、環境省レッドリスト及び和歌山県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているメダカや環境省第４次レッドリストで絶滅危惧ＩＢ類に指定されているゲンゴロウブナが確認された。起業者は、メダカについては、本件事業の施行にあたり、寄せ土や捨て石による自然な水際の再生に努め、植生等により極力変化を持たせるようにすることで生息環境を回復させる保全措置を講ずることとしており、専門家への意見聴取に基づき、工事の際には濁水の流出に留意するとともに、産卵期を避ける等の施工時期を配慮した上で、本件区間内で生息が確認された場合には、専門家の助言を受け、いったん捕獲して待避させる等の保全措置を講ずることとし、ゲンゴロウブナについては、元来和歌山県には生息しない種であり、工事による影響はないとの専門家からの回答を得ていることから、影響は少ないと認められる。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、起業者は、本件事業の工事によって発見された場合には、速やかに和歌山県教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、洪水による浸水被害が生ずる危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図り、本件区間を含む下流域における洪水による水害の解消に寄与することを主な目的とする河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の施行方法については、地域の土地利用、工事施工の難易性及び経済性並びに潰地面積及び支障物件の多少を考慮し、左右岸拡幅による申請案のほか、左岸拡幅案及び捷水路案の３案について比較検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、計画延長は中位であるが、取得面積が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、住吉川周辺は、たびたび浸水被害が発生していることから、本件区間を含む下流域における水害の解消のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、岩出市から、本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県岩出市役所

○四国地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県和歌山市古カコ七六番一から同市浮津字愛宕町八三六番まで	後前	一三・五メートル 一三・五メートル	〇・一キロメートル 〇・一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	和歌山県和歌山市古カコ七六番一から同市浮津字愛宕町八〇四番まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十日